清朝新聞紙

全

西垣文庫
文庫10
7302

特 文庫10
7302

宮内省圖書寮

英事

日本軍艦函港ニ著船之次第其物拝借仕度

役人上陸之事サンフランシセコ都ニ役人等アタラ

ハ太村摂津守応接ニ日本人市中徘徊之事

一金曜日ヨリ新聞紙ノ刻下ニ至リ望ニ日本人接

仕掛ケの蒸氣船湾内ヲ港内ヲ乗廻る

其様中程ノ上ニ国印徳白ノ旗中ニ朱丸ヲ

宮内省文庫
585

まゝ艦柱の上ハ白き五角の赤丸ノ旗有是ハ
アダムラール木村摂津守ノ旗なり如コルベットの軍
艦ハ白地赤縁なる造りなれとも日本大帝
國使節の乗組たる船なれ共先に来る後船ハ徳
ノ國二月十一日出帆合衆国ノ蒸軍艦ホーハタン
船にて来るなり船首を日々待受る又搭体掛
蒸気軍艦（蒸脚船ナリ云フ）我国に来るハ彼ノ國最
初の船なり但一日本ハ頑固にして他国船ナ

出ル事ハ決許容なき旨有るハ実に拒ぶ
きなり然ルホーハタンの着るまで待合せ居た
る而して使節ノ着せしにたちまちて帰国な
きなり其船中合衆國船将ゾロック義と役く人
カーン水主九人ハ合衆国の小船エ子モハクロ（船ノ名）ハ属シ
数ヶ月以前ハ日本ノ海濱にて破損せし者ども
ありたる故使船せられて乗組被一水夫助力
致なり形ち当所ハ来る日本軍艦（蒸脚船）ハ

町着松場の沖ニ日葡ニ碇泊市人ホ
かいて珍ラシキ事ニて遠見群をなす日本軍艦
寶時九 八月三年 程以前ホ大日本帝の為め阿蘭陀
國ヨリかうて製造ニ解数阿蘭陀の二万五十トン
價トラール七萬枚其大砲ハ松ヲ過ぎてシーユアル
砲名四挺ホエッチヤ四一挺モルチル一挺三ナニポンド六挺ナポ
ント四挺ヲ備ヘ此松の司ハアダムラール 前文ニ云フ長キ人ノ名 松將
猪鹿太良此人ハ大旨祝松中不快キヤブタン某次良

助役ルテナント伊ヶ木弥左衛ヲキヨモン男平男作ヶ
友五郎岩吉蒸気器械頭吉宮五良健次郎ニ蒸
氣彫屋役人四人医者三人水夫七十人ヨリ個ニ石
炭ハ九日分積込ミ蒸氣ヲ用ヒハ松山ヲ去ル翌まで
ヒツヽ航海中も温気ヨて天氣ニ出合ヒていでヒ
終ニハ快ヒく悠ヒヒ渡き其中或日一日帆ヨて彼二
万里走リ着後ホあて亜國の水夫共祝海中
助力の音振り代ヒてアダムラールホ村振津守

より立流なる筆中与ふ而〳〵て昨日数多の役人
日本船中一条りまて今日も同様数人条る甚推
糸の者ハ日本人より叮嚀なる挨拶ヲ受て悦ひ
料なるに水主ともに於てハ推糸の人称〳〵き
風俗とあるとも又亜人の方とても船中にて孫ふ
しきるを見に水先ハ斉藤ハ〳〵て徒ハ働くき
船者よく快り早く船ハ規則正〳〵斉藤なり
又船中一条組亜人の従ふ水夫ハ甚〳〵て働

きも空一云なること出上ハふ服装ハ日本出帆最
初ハ交代当番役割なく而〳〵て風雨の如くとも
船長ヲとめる円ハ危難の思意なり〳〵恐き天
象の徐く移ヲや条組一同ヲ多て疲労に彼等皆
よく本度の事ハ能て無船の法則ヲ覚而又船中
ハ於て見るに仏道の様礼と称る者無なり
而〳〵て役人方一同の衣服ハ黒き糸絹にて拵りた
る羽織ハて裾廣き袴ヲ着に是もまた同船の不也

履物は美麗なるもの多くサンダル草履等又は木
の切れを以て羽織の肩と肩との間に付たる者を役
号等を官職と見る由人々皆勢りて有り亦役人一同
は塗物の鞘なる刀を一本ずつ差し用ひ又同所の色
は色々金けに價ふ詰してホメツル（ビン）脂を用ひて
頭上に接て揚て結び置く凡て其人々の衣服は
清人の福建なるものに殆ども相違いてども又亜人の
風俗もまた如くなるを以て亦アダムラールは形上より

足の指先迄ものもまて也人の相貌ありて彼の官職
盛光と見へて数多の家来を使ひて日を暮らせる
家来の者は何う命ずる時は形首にして合手受て
まと下坐より其使まく重役の者よりして取つぐ
アダムラールの通に坐して船中凡て級別ありて
そなへも情きう形状役義を水夫ども一同に第指
を用ひて拍ちたる日本人の合料は未義を異は於
麻の油を煮揚げ喫ふ形茶は乾し　まを清物を

まゝ柔術腕も好きを用ゆ赤粘の如き柔くゝ物も
堅き物も能く洲まて自由を第一とゝ信ふまゝ
食すゝ臺及び膳拵等ハ日本人に於て不用の級方
甚簡略一豪組侯紅の亜人ハ船將部屋迄信ず
信仰弛迄せられ又アダムラール赤村振津号の間ハ
合衆國の大梯梁ブカナン人の像ヲ紙ホ寫一掛
けて有り
一金曜日の夕暮後人の日数人上陸に付一ヶ月
高官の者ハ有一後ハ毛ヲキャプタンロフロック人名義を
其人の朋友と市中幾軒同せられ歩行一インタ子
シヤといふ菓店ハ生物ハて料理ヲ食に
ヲ物い汁及び多彩種の和ハて家味ハ多
能く食ハとハ共も亞國の七熊手等幾箸ホ焼
用ゆ変りもりて人別ぞるの級の小児の七熊手ヲ
持ち級ふめくゝて笑一其後附赤ゐて三ヤウ
ぢゝ人ハ菓子屋ホ入り亞人の食ハ二雪菓子

を含む（雪嶋まハ郡ヲ御シテ砂糖ヲ交ヘ云々）而してシハバイシヤ（然ヤン人名）義
フロリカン人名と此両人インタ子シヤなる茶店ニ於て待
受け面会に与上日本人市中に格別の礼ヲ述たり。

一日曜日ニ於てフランシタント役名子シメカ人名シパバイシヤ役名ヤ
ン人名ケイタ人名テナン人名義とフロツリ人名其ほか郡（シヤンフランセシコ）の
役人お招ひ日曜日なりといへども礼を厚くして アダム

ラールに推参して面会の祝ひを述るとて バツテイラ
に乗組参り一時日本軍艦に於て立流ヲ祝炮ヲ
発せり。扨て又北方ニ向てもアダムラールの為として
祝炮ヲ発に与上ニ上陸を後を進む此節お茶ニ
して法螺の如しと云ふ日本人の客嶋礼義正
しく与上に対し敬礼アダムラール着彼に
及ふ（拙生ハ不学ニ従文ならん）終て本村摂津守ニ告しめて云ク
チヤシメカハ郡門の官宮の者ニして ケーノ人名ハ我と

同官又ヤン氏等ニテナンも同しくとふ兵ふよりて
アダムラール終リテチヤシメカ氏と同船して上陸の
車一挺許にゲイタ氏名乗の人ハ別船して上陸と
き又シパイシヤ亦ハ日本なれハ二本帯刀の役人ふ
して生解ハ皆家来同様の者ハ名を陸にて行交
ふ一挺出ケ新しく乗込尚又孫ある僧ふ
一を出けて上陸の子全く義弟アダムラール
とチヤシメカハ同船を全の家来ハ船にしてハ別ふ

レヨとふ船場ハ上陸ハ先ヨリアダムラールチヤシメカ二
人ハ同列ヤして車駕籠の待受ふて進行き
き家の者も駕ヨリ上陸一挺又同く別駕籠
行ふて歩行の駕籠ハ日本人ヲ重ク石
板ふ為の設けふして乗ヨリ乗れハ直ち駕
籠を走らしてインタ子シヤなる茶屋と称行ナシ
て茶の間ヨリ奥内して通弁官ヲ呼て待て
の談話と及ふ事習ヨリカブナ役名ヒカリホンニヤ国ヲト子
交配ちゃのあり

人名 市中ニ出張シテ有ラシガ早ク此茶屋ニ来
ル個ノ日本人ノ者ニハ那ク様ニシキ者ニ官ラ
シキ者ガ此國ノガブナ役名なるんと思ふ事ハ
ども為ニ来ル事ハ有ル時ハ守役軍勢ニ引
率シテ列ヲ正シクシテ来ルバカリ職官ハ知ラ
ズ多ク有リ初ガブナハ只一人シテ来リ従ガブナも亟人ハ童
くニ扱フ而シテ後初メ蜀面の座敷もニみて
後ハガブナトアダムラールハ互ニ快気面前ニ影ハシテ

坐ノ居キリ之後アダムラール通弁官ニ告ケテ申ス
安政九 我震場ニ来組シテ損傷ヲ受ル事我ニ
然ニ我れハ安堵ス雖モ我告ク而シテ西富
教徒の後茶屋ヲ出ルニ一回以前のめくふ船なり
ヒとガブナトハ同樂の船ニ
ヒとガブナトアダムラールとガブナトハ同樂の船ニ
来ノ マシタゴミン町ヨリブテイセンの表立ル茶屋の
近辺及ビ等ニの焼門を通リ後て茶屋ニ形発造
場ヘ帰リ移ルシククレシヨボレシ 和号 ヒ云ル 亟気和の

新造ヲ見物ス　ニコン小岳ニ登リテ美ナル山川ヲ望
ミシモ当時日本人何ヤラ詩歌ノ如キモノヲ誦ス
ルノデ堅クナリテ解シ難シ　午後ニ時ニ出帆
ス　港内ヲ眺望ス　ちんざいインタヲシヤ茶屋ニテ
昼飯ヲ食ス　夫ヨリ入リテ茶屋ヨリ船ニ移ル迄
ノ間ニ紙行列ヲ成シ日本ノ提灯ニテ美葉白日
ノ如クニシテ午前五時ニ帰帆ス

日本人ノ続キ

一正九ノ時ニ五番利加ノ國印ニ依日本蒸気軍艦
宝暦元の表柱の上ニ引上ケ合衆國ヲ祝シテ二十
一発ノ礮ヲ又引続キアルカツレーシ島ニ於テ
日本ノ国印ヲ引揚ケ正礼トシテ同廿一発ヲ放ツ
今度日本ノ役人キヤブタン役フロツク人名トメシカタ
人名笠人ノ名依テカーシ河ト　イハルカテリ高名ノ人ナリ　ト同道シテ新造場ニ行
彼等ヲ見ルニ活潑ニ働ク者共ノ如ク敬ヒ日本

人ニテ列ニ個〳〵ニテハ如何ニ船造ル船の寸法
枝木の大小ノ寸法ヲ測定ル定めー日本ニ於テ
船造の法ニ真等の行ニ仏蘭西船造ル船ニ
造ラン志ニも有ラ又彼国シヤンフランセシコの
寸法ニ於船造ル法ノ細工ニ於テ一見せんヲ我
ニハ同の差ニ〳〵日本ニも遠ニハ如様の船ヲ
勉造ラきんニ時ハ部ニ至人ニも空〳〵勉造ニ
ニ思ハ〳〵又日本人ニ於ニ〳〵此ー行り

シババイシヤ長より入湯ハ第四ニ位ニハ彼の国
人の長き旅海の苦ニ於ニ体ハ為ん第四
の時ニ至リ日本ノ彼の役人ニヲ辞ーてアダムラ
ーハ木村摂津守の入湯の後なるべく乗りの事
難ーとハ礼義正ーき国と称されたるまま
日本のキヤプタンハ立流ーて留ニ姿ニてカピタン
フリマンタ名ニ於ー初て唯彼ニ眼ハ黒ク髪ニ於れ
ども口ハ少ーフリマンタよりも劣りて見四又アダムラ

ラールハ形常リ水玉ノ類ニ行フベキ国ノカブナ（カブナハ国ヲ支配ス）
八年行ナリ なるべく思ふるに此度ハ如何ナ影り玉
のカマトーンに比する者数ヶ着致ーー行ると見の
明日ハ日本人至国之義家形ふて アルカツレー島（基場ナリ）
ふ玉ふ由 其時ヶ玉り日本人ヶ諸人見物の後ヶ早
々に定ム

支那新報

千八百六十年第八月廿六日 我七月十日ニ値ル 上海刷板

紀直隷海事

昨冬英国水兵気船サキナウ号 来着 北直隷海ニ於テ英佛の合軍為セ一所の事の確報を得たり

合軍多の城塞を攻むるに本月十五日ニ企ル

変ヲ以テ未後ニ至テ大曜日廿一日に

より詰寄れば合軍始めて拓播彈を劇發し
頻りに也〳〵之を攻む
○頗る劇戰五時許り後一堡上に白旗を翻
けしかば餘の堡塁も遂に悉く之に倣へり
茲に於て攻撃我此に時に清人書を贈り
て清之提督英佛に相會し事を議せん
とす是其翌の云三日二夕時の間攻撃を止る我
聽さべし然るにても天津に相見るに敢て
許さざる為に二夕時を過ぎざるに更に復夕攻
撃を始むべし
清堡塁の為に攻撃悉く生兵を退けたれば
敢て進撃せざる為に城を救はんと
詰ひしかば即ち之を許す又是あるあり
夕夕城守將悉く其部衆を率ひ城を棄て
前て軍前に赴き攻軍に敗し去れ
○城兵も五時の間に頗る捍戰に耐へざる

○清軍死傷之数いまゝ詳ならざれども附
ゝ極めて敵うべきにあらず蓋し文伏の間々城
門の倉庫碎飛し焼られば其麓粉さるべき
勢あるべし
○攻軍之死傷ハ猶詳なり蓋し大概英百人
佛百三十人の死傷なり煩雑ハ上陸し大に兵ナ
列せし後以て一時に用を為せり彼満騎
ハ曾ツテ某城を攻むるに常つて大に其留名ナ
頑ハせし所の者たりしに
最終の戦闘ハ英佛の仮將ガさふ費し
天律あるんとす猶予其緩備なりしと
○英佛の両仮列して北河の両岸ふ沿る蓋
シ淡を水河に下りしなり サキナウ私士賊上海
隣近の地に来まりしが軍紀ハ厳命
清ハロンコロー人名速に大名を差遣る毅をなる
紀為るロルドエルジン重堅なる輩ハ勢ハ能て大ニ

其意を用ひたり備支那に来まる英師の
顛末は未だ之を詳ふ知るに由なし
英大ふ相称するに由りて数千人事に従廃に
由て識る急て大兵を上海に遣はすべき歟
○不日英佛の報来り其詳説を得ん事
必せり
○九近水曜日の暁ふべ、テンを失ひ上海の大て
繁華なるを一洛陽没せり

竹度唐國賊孔之為ノ蘇所籠城致ー私ニ
離ヲ[illegible]所當地ニ逗来リ[illegible]
畧ヲ[illegible]中ニ[illegible]
當夏四月四日南京ヲ逆徒蘇所ヲ取リ巷き
地和民家ニ火ヲ掛ケ逆焔茂羅げ[illegible]
守兵ハ防戦之心ナク官員ハ唯支度茂致ス
而已ニシテ禍ひ旦夕ニ迫リ城中之騒動不
一ト方賊ヲハ嫌和ニシテ七八日ヲ間肆ニ劫掠

城中之動靜を伺ひ居りし内官兵不
戰にて落去し巡檢官一頭之外町百姓のみ
お殘り居る處同十二日賊徒昂然と城中ふ
乘入りし巡檢殺害し城門ヶ所切
官府町家にて大家富室に擇ひて切掠殺
同十三日より十五日迄擄殺止む時なく婦女
之美なる者は一家の内より
初メ賊に從ひ居る者は汚辱せらるに由て

賊の不来内にて自縊投水して死する者即て
夥しく種々の憂毒いづれも形し同十六日夕賊の
首領忠王なる者安民の牌を張出し竹度尚
諭平略之儀は民淡慮なる潮を除き百姓我
安堵之主意にて殺伐を事とせざるに非ず今
日より始め凡の軍兵たる百姓我部殺
し婦女の輩他所へ引越たる者は可為勝手旨
にて両三日之間城を空くなり百姓は城中一時

お稽古に出りたる我見て忠王之人心を思ひ知て
道途に難儀なれ安然として去るる者多
し其日紳士庶民の参詣別健壮なる者或
引留め先に強債し官府町家に所有
の貨財を奪ふ殺掠百一に米穀二三金銭三四
帛等に及ぶ被衾裲の新山らめく積に立て士庶
呵責して枵腹まて苛ひ遂に船に積て南京
市場に移し日二十六日所に不堪文に強

出して云ふ常年廿日英王曲陳に長伸
なり善良之庶民罪なくして殺暴に被る事
尤憐に堪たり今日より明朝まに早く立退く
て不可延帰して英王に忠王蒼生に愛
惜なるを可知と蘇城六門に大に記す百
姓を投出し抑此英王は罪なく殺戮を免れ政
せらるる老幼衰病の者等と婦女を見まに必ず
之を殺し壮年の士民は玉石に不問に者は生

き逆ふ者ハ死ス依之南縫の士民老を携へ幼ナ
連き洪水之流き出るがゴトク——晨夜となく逃余
族——又更ニ軍ニハ別ハ草冠土匪有て雪銀
物を奪ふ人馬ヲ——逃民殺切殺——竹村老弱共
ハ溝壑ハ捨ひて死ス者ヲ数ナ多シ父母兄弟
妻子離散——死亡更ニ可哀方もなく哀れ
なる事ハ有之ハ有之ハ外繕ニ城地修ル——荒
墟とお求ル王氏十二家荷主数座方一統仲

ケ間の家族ども何まても危解萍散——て行方
知ス此外薬毒を被ル——情景実ニ言ふ甚ク
ヲ外ル事筆紙ハ難ル蘇州の老急善
義堅ニ義ども追々京都ハ注進ル——早速
救護の得ル——有ニ更ニ北京ハ玉松救討
取リ十分勝利有ニ故ニ雑兵数多ナ引率
——粤西五兵を従ひ急ヲ江南ハ馳向ひ烏合
の小寇別減可致ニの厳命ヲ下ル由之而私

家族ゝ上海より出船致候ゝ様まて京軍弥々
進撃ゝ由来ゝ後聴ゝふ為相まゝ国月十四日
十二家宏巻松市浦ゝ為松の妻土匪蜂起し
諸官を殺害致し人家を掠劫ゝゝ外
宏巻松ゝ積荷ゝ信系出し寧波ゝ逃去り
外国五氏吉利英ゝ去隆松八同十五日上海日本里数十里
之命実淞口ゝ為松し上海ゝ話問為何
古門戸閉ち荷物引請ゝ者も無ゝ外一松人

救ゝ実淞口ゝ清船致し居り斯ゝ商賈
方所後如何可中哉且上海ゝ地八張面をもつて
佛蘭西人ゝ由彩ゝ賊勢防禦以ゝ也ゝ
爵孫我以て巻ひ置ゝ官吏ゝ殺害ゝ命ゝ惜
し世態ゝ利を以て交ゝる邦国人も為
ゝて賊ゝ向ひ血戦し致ゝ防ゝ共ゝ金之
計ゝ者ゝ所上何号ゝ孫車ゝ部ゝ俗も難斗
誠ゝ以て意ゝ次第ゝ相ゝ評判致ゝ由ゝ

市庭ヶ所限り書付達事

芸藩市ヶ瀬ヶ条下度事願ヶ

申五月廿五日

十二家在留私主往家迯